

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本地第455号
令和2年3月30日
宮城県警察本部長

宮城県警察船舶管理運用要綱の一部改正について（通達）

宮城県警察の警備艇の管理運用等については、「宮城県警察船舶管理運用要綱の制定について（通達）」（平成元年3月1日付け宮警本外第237号ほか）に基づき運用してきたところであるが、この度、別添のとおり宮城県警察船舶管理運用要綱を改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 定期整備を「四半期」から「年1回以上」に改めた。
- (2) その他文言の整理等所要の整備を行った。

2 施行期日

令和2年4月1日

別添

宮城県警察船舶管理運用要綱

1 目的

この要綱は、宮城県警察における警察用船舶（以下「警備艇」という。）の管理及び運用について必要な事項を定め、警備艇の安全かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

2 準拠

警備艇の管理及び運用については、別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

3 警備艇の管理体制

(1) 管理責任者

ア 警備艇の管理責任者は、地域部長とする。

イ 管理責任者は、警備艇の保全、整備及び燃料の消費状況を監督し、警備艇の管理に当たるものとする。

ウ 管理責任者は、前記イに規定する事務について地域部地域課長に処理させることができる。

(2) 運用責任者

ア 警備艇の運用責任者は、地域部地域課長とする。

イ 運用責任者は、警備艇の安全かつ効率的な運用を図るために必要な連絡・調整を行うものとする。

(3) 使用責任者及び臨時使用責任者

ア 警備艇の使用責任者は警備艇の配備を受けた警察署長と、警備艇の臨時使用責任者は警備艇の応援派遣（11の広域運用計画による応援派遣を含む。）を受けた所属長とする。

イ 使用責任者及び臨時使用責任者（以下「使用責任者等」という。）は、管理責任者及び運用責任者と連絡を密にして、警備艇の有効かつ適切な管理及び運用に努めるものとする。

4 警備艇の乗務員

警備艇の乗務員は、次のとおりとする。

(1) 警備艇は、乗務警察官（使用責任者等から警備艇乗務を命ぜられた地域警察官をいう。以下同じ。）及び乗組員（船長、機関長その他の職員で警備艇の運航に従事する者をいう。以下同じ。）（以下これらを「警備艇勤務員」という。）により運航するものとする。

(2) 使用責任者は、警察活動を行うため、必要があると認められるときは、乗務警察官以外の警察官又は乗組員以外の一般職員を警備艇に乗務させることができる。

5 警備艇勤務員の任務

警備艇勤務員は、使用責任者等の命を受け、警備艇の機能を利用して、定められた運用区域において、警ら（船舶警ら及び沿岸警らをいう。以下同じ。）、警戒警備、犯罪の捜査、水難救助、訪船連絡等の水上警察活動を効率的に推進することを任務

とする。

6 警備艇における水上警察活動中の指揮

警備艇における水上警察活動（以下「警備艇活動」という。）は、乗務している警察官のうち上位の階級にある者（以下「上級者」という。）又は使用責任者が指定した者が指揮して行うものとする。

7 船長の責務

船長は、機関長その他の乗務員を指揮監督し、次の事項について責任を負うものとする。

- (1) 警備艇の運航に関すること。
- (2) 警備艇勤務員の指導に関すること。
- (3) 警備艇及び装備品の保全及び整備に関すること。

8 運用区域

警備艇の運用区域は、次の表のとおり通常運用区域又は広域運用区域とし、使用責任者は、警備艇の運用区域の広狭及び警戒対象の状況を考慮し、必要な数の警ら区を設けるものとする。

区 分 運用区域	配 置 署 名	活 動 の 範 囲	呼 称 海区名
通常 運用区域	石巻警察署	石巻警察署管轄の海上及び沿岸	A海区
広域 運用区域	石巻警察署	石巻警察署管轄以北の海上及び沿岸	B海区
		石巻警察署管轄以南の海上及び沿岸	C海区

9 活動の基本

警備艇活動は、通常運用区域又は広域運用区域における警ら、警戒警備及び港湾に停泊中の船舶に対する訪船連絡（以下「訪船連絡」という。）とし、次の事項を行うものとする。

- (1) 通常運用区域において、不審船舶の監視又は検問を行い、密貿易、密出入国、密漁事犯の取締り等の予防及び検挙、海上における危険の防止並びに遭難船舶及び遭難者の捜索、救護等に当たるとともに、警察活動上必要な情報の収集に努めるものとする。
- (2) 応援派遣された場合は、広域運用区域において、前記(1)に規定する警備艇活動を行うものとする。

10 関係機関との連絡調整

運用責任者及び使用責任者は、常に海上保安庁、税関、入国管理事務所その他関係機関と密接な連絡を図らなければならない。

1 1 運用計画

運用計画は、次のとおり策定するものとする。

- (1) 運用責任者は、使用責任者と協議して、年間の広域運用計画及び広域運用訓練計画を策定するものとする。
- (2) 使用責任者は、月ごとの警備艇運用計画を運用責任者と協議して策定するものとする。また、使用責任者は、応援派遣に該当する運用計画を策定する場合は、広域運用区域に係る部分については、当該広域運用区域を管轄する警察署長と事前に協議し策定するものとする。

1 2 運用計画の変更

運用計画を変更する場合は、次の事項を行うものとする。

- (1) 船長又は上級者は、特別の事由により、前記 1 1 の運用計画による警備艇活動に変更が生じたときは、速やかに使用責任者の承認を受けなければならない。
ただし、承認を受けるいとまがない場合は、必要な措置を執った後、速やかにその経過を報告するものとする。
- (2) 使用責任者は、前記(1)に規定する運用計画の変更が、広域運用計画の変更である場合には、速やかに運用責任者及び当該臨時使用責任者に通報しなければならない。

1 3 応援派遣

応援派遣は、次の要領により行うものとする。

- (1) 所属長は、警備艇の応援派遣を必要とする場合は、警備艇派遣要請書（別記様式第 1 号。以下「要請書」という。）により、運用責任者を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。
- (2) 運用責任者は、前記(1)の規定による応援派遣の要請があった場合は、活動の区域、方法等について使用責任者と協議し、当該要請内容について必要な修正を指示することができる。
- (3) 運用責任者は、前記(1)の規定による応援派遣の要請について本部長の承認を受けたときは、使用責任者に警備艇の応援派遣を指示するものとする。
- (4) 広域運用計画に基づく応援派遣については、要請書の提出は必要としないものとする。

1 4 広域運用

使用責任者等は、警備艇の広域運用計画に基づく警備艇活動に当たっては、次の事項に配意しなければならない。

- (1) 広域運用計画に基づく警備艇活動を行う場合は、原則として次の表に掲げる港を拠点港として運用すること。

海 区	B 海 区	C 海 区

警察署	気仙沼	南三陸	河北	塩釜	仙台東	若林	岩沼	亘理
拠点港	気仙沼港	志津川港	雄勝港	塩釜港	仙台港	仙台港	閑上港	閑上港

- (2) 乗務警察官を警備艇に乗船又は警備艇から降船させるときは、原則として拠点港において行うこと。
- (3) 警備艇の運用に関する情報については、電話等により運用責任者及び関係警察署長に即報し、後日書面をもって通報すること。

1.5 勤務の内容

勤務の内容は、次の事項とする。

- (1) 乗務警察官の勤務は、警ら、訪船連絡及び待機とし、待機時においては、係留地周辺における見張警戒、装備機器の点検、書類の作成整理等に当たるものとする。
- (2) 乗組員の勤務は、乗船勤務及び待機とし、待機時においては、警備艇の点検、整備及び清掃、書類の作成、記録、係留地周辺の視察並びに環境整備に当たるものとする。
- (3) その他船舶安全航行上必要な事項を調査するものとする。

1.6 勤務上の留意事項

乗務警察官は、警備艇活動に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 警らは、運用区域の実態その他警察事象の発生分布等を勘案して効果の上がるように配慮すること。
- (2) 訪船連絡は、犯罪の予防、災害事故の防止等の指導連絡を行い、適切な応接の保持に努めること。

1.7 宿直

警備艇勤務員は次の一に該当する場合は、警備艇の宿直に就くものとする。

- (1) 基地港以外に停泊し、必要があると認めたとき。
- (2) 警備艇の警備、火災、盗難等の防止のため、特に必要と認めたとき。
- (3) 海象、気象その他の事情により、退避しなければならないと予測されるとき。
- (4) 前記(1)から(3)までのほか、使用責任者等が必要と認めたとき。

1.8 航行上の留意事項

警備艇勤務員は、警備艇の運行に際し、次の事項を守らなければならない。

- (1) 昼夜の区別なく見張員をつけること。
- (2) 所定の水上警察旗を掲げること。
- (3) 火災及び盗難の予防に努めること。
- (4) 訪船連絡その他必要により、他の船舶に接舷し、又は陸地に接岸した場合において警備艇の保全が必要なときは警備艇に残留し、その安全を確保すること。
- (5) 船舶警らを行う場合は、その目的を十分達成することができるよう警らの区域、時間等に応じ、速度の緩急に配慮すること。
- (6) 常時無線局を開局し、出港時間及び帰港時間のほか、活動状況、異常の有無等を、随時、通信指令室及び関係警察署通信室に報告又は連絡すること。

- (7) 無線の不感地帯を通過する際は、あらかじめその海域及び通過時間を、通過後は速やかにその旨を、通信指令室及び関係警察署通信室に報告又は連絡すること。

1 9 係留及び退避

係留及び退避は、次の要領により行うものとする。

- (1) 船長は、警備艇を係留する場合は、必ず所定の場所に係留しなければならない。ただし、寄港地の場合は、最も安全で、他の船舶の航行の妨害とならない場所に係留し、かつ、緊急の出動に容易に対処し得る状態で係留するものとする。
- (2) 船長は、荒天その他の事象により、警備艇の保全上必要があると認めたときは、他の安全な場所に退避するなどの措置を執らなければならない。

2 0 離船時の措置

警備艇勤務員は、離船する場合は、船室の施錠及び係留を確実にし、盗難、火災その他の事故防止について万全の措置を講じなければならない。

2 1 点検

- (1) 警備艇の点検は、次の区分により行い、常に出勤することができるよう整備しておかなければならない。
- ア 日常点検 船長が1日1回以上行うもの
 - イ 通常点検 使用責任者が月1回以上行うもの
 - ウ 特別点検 管理責任者が年1回以上行うもの
- (2) 日常点検は、次の事項について行うものとする。
- ア 船体の清掃及び手入れの状況
 - イ 各部の点検及び整備の状況
 - ウ 備品及び船具の状況
- (3) 通常点検及び特別点検は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
- ア 船体の清掃及び手入れの状況
 - イ 機関、取付機器類及び装備品の整備状況
 - ウ 警備艇の使用及び燃料管理状況
 - エ その他管理上必要と認める事項

2 2 定期整備

管理責任者は、警備艇の航行実績、維持管理の状況等を勘案して、年1回以上、上架して警備艇の定期整備を実施しなければならない。

2 3 臨時整備

臨時整備は、次の要領により行わなければならない。

- (1) 使用責任者は、警備艇の船体、取付機器、備品等の修理又は整備を必要とする場合は、事前に警備艇整備申請書（別記様式第2号）により、管理責任者に申請しなければならない。
- (2) 管理責任者は、前記(1)の規定による申請を受理したときは、速やかに整備その他の措置方法を決定し、使用責任者に通知しなければならない。

2 4 燃料及び消耗品の配分

管理責任者は、警備艇の使用実績、燃料の消費状況等を勘案し四半期ごとの燃料及び消耗品の配分計画を立て、使用責任者に通知しなければならない。

2.5 燃料の節約

船長は、常に燃料の節約に留意し、消費の適正を期すよう配意しなければならない。

2.6 定期報告

定期報告は、次の要領により行わなければならない。

- (1) 運用責任者は、警備艇の広域運用に関し、次の表により本部長に報告しなければならない。

報告文書	様式	報告期限
警備艇広域運用計画表	別記様式第3号	毎年11月15日
警備艇広域運用実施結果	別記様式第4号	毎年3月15日
警備艇広域運用訓練計画	別記様式第5号	毎年12月15日
警備艇広域運用訓練実施結果	別記様式第6号	実施の都度

- (2) 使用責任者は、警備艇の活動に関し、次の表により運用責任者を経て本部長に報告しなければならない。

報告文書	様式	報告期限
警備艇月間活動計画表	別記様式第7号	毎月25日
警備艇月間活動状況表	別記様式第8号	翌月7日
警備艇広域運用実施状況	別記様式第9号	翌月7日

2.7 事故報告

使用責任者等は、警備艇に関する事故が発生したときは、直ちに運用責任者を経て本部長に報告しなければならない。

2.8 整備報告

使用責任者は、警備艇の定期検査、事故、故障等による整備が長期にわたる場合は、整備開始日の1か月前までに、整備に要する日数及び整備終了後の運用開始時期について、管理責任者に報告しなければならない。

2.9 船歴簿

使用責任者は、船歴簿（別記様式第10号）を備え付け、常に記録し、整理しておかななければならない。

3.0 航行日誌

船長は、航行状況及び日常点検結果を航行日誌（別記様式第11号）に記録し整理しておかなければならない。

3.1 勤務日誌

乗務警察官は、当務日における勤務状況を警備艇勤務日誌（別記様式第12号）に記録し整理しておかなければならない。

3.2 基礎資料等

使用責任者は、効率的な警備艇活動を行うため、基礎資料簿（別記様式第13号）を備え付けるとともに、運用区域に係る水域及び沿岸について、次の事項を記載した図書その他を備え付けるものとする。

(1) 港湾施設の構造、配置状況等

(2) 運用区域及び係留場所並びにその周辺海域における次の事項

ア 過去の統計に基づく風速、風力、天候等の気象条件

イ 波高、波長、潮流の方向及び速さ等の海象状況

ウ 岩礁の位置、水深、海上施設その他海の地形及び地物の記載された海図並びに航海図

(3) 燃料の補給場所及び補給のための船舶燃料業者

(4) 船舶相互間の通信要領

(5) 航行区域の指定及びその範囲

(6) 水難事故発生時における救助体制

(7) その他警備艇の運用に必要な事項

3.3 借上げ船の運航

使用責任者等は、警察用務に充てるため常時又は臨時に有償で借り上げる船舶（国又は県有の船舶を除く。以下「借上船」という。）の運行を必要とする場合は、あらかじめ船舶借上計画を樹立し、各年度ごとに管理責任者に申請しなければならない。ただし、緊急を要し借上船を運行した場合は、事後速やかに管理責任者に報告しなければならない。

3.4 応急措置の訓練

使用責任者は、警備艇の衝突、火災その他の不測の事故に備え、警備艇勤務員が応急措置を講ずることができるよう随時訓練を実施しなければならない。

3.5 事件の引継ぎ

乗務警察官が広域運用区域において取り扱った事件又は被疑者は、犯罪の場所、被疑者の住居等を管轄する警察署に引き継ぐものとする。ただし、事件捜査を主管する警察本部の部長等は、事件の内容から判断して適当と認める場合は警備艇の配備を受けた警察署に処理させることができる。

3.6 細目の制定

使用責任者は、この要綱に基づき必要な細部的事項を定めることができる。

別記様式第 1 号

宮 第 号 年 月 日				
宮城県警察本部長 殿				
長				
警 備 艇 派 遣 要 請 書				
派遣を要請する警備艇名				
派遣要請理由 (活動内容)				
派遣期間	自 年 月 日 時 分 (日間) 至 年 月 日 時 分			
活動区域及び派遣先拠点港				
乗務警察官	所 属	係	階 級	氏 名
必要とする 装備品携行品				
摘 要				

別記様式第2号

<p style="text-align: right;">官(○)地第 号 年 月 日</p> <p>管理責任者 地域部長 殿</p> <p style="text-align: right;">使用責任者 (○○) 警察署長</p> <p style="text-align: center;">警備艇整備申請書</p>	
警備艇名	
修理又は整備を要する箇所	
故障又は破損の理由	
修理又は整備を要する日数	
修理工場	
見積金額	
備考	

配備署名 警備艇名	広域運用実施回数		活動日数		活動時間		運用海区	派遣先警察署	乗務員数等				検挙・警告、取扱い等
	計画	実施	計画	実施	計画	実施			乗務警察官	乗組員	派遣先警察署員	計	
	合計												
	1月												
	2月												
	3月												
	4月												
	5月												
	6月												
	7月												
	8月												
	9月												
	10月												
	11月												
	12月												
備考													

警備艇広域運用訓練実施結果

実施日時							
実施場所(水域)							
目的							
体制	参加警備艇 航空機等						
	所属名						
	人員						
	参加警察署等	所属名					
人員							
訓練 概要	訓練項目						
	訓練状況						

警備艇月間活動状況表 (月分)

警察署

船 種					警 備 艇 名				
積載無線機の種別					出 動 日 数				
出 動 時 間 ・ 回 数 ・ 延 べ 人 員	区 分		時 間	回 数	延人数		時 間	回 数	延人数
	警 ら	船 舶 警 ら				訪 船 活 動			
		沿 岸 警 ら				保 護 そ の 他 取 扱 い			
	捜 索 救 助					公 害 事 犯 取 締 り			
	捜 査					警 衛 ・ 警 護			
	警 戒 ・ 警 備					漂 流 物 拾 得			
	変 死 取 扱 い					広 報 活 動			
	調 査 特 命					訓 練			
	試 運 転 整 備					合 計			
主 機 関 駆 動 時 間									
維 持 費	燃 料	区 分	消 費 量		単 価	金 額		摘 要	
		ガ ソ リ ン							
		重 油							
		軽 油							
		潤 滑 油							
		計							
	費	修 繕 費					需 用 費	維 持 費 合 計	
船 体		主 機 関	機 関 ぎ 装	計					
主な修理又は整備の種類									

船 舶 職 員	海技資格を有する者		海技資格を有しない者		計			
	名		名		名			
休 船 日 数	故 障		定期検査		要員不足			
	悪天候		整 備		その他			
	燃料不足		待 命		計			
犯 罪 検 挙 警 告 人 員 ・ 検 挙 ()内は外国人で 内 数	区 分	検 挙 ・ 取 扱 い		警 告		備 考 (適 用 等 法 令)		
	刑 法 犯	自	件	人	自	件	人	
		協	(件	人)	協	(件
	外 事 関 係 法 令 違 反	自	件	人	自	件	人	
		協	(件	人)	協	(件
	貿 易 関 係 法 令 違 反	自	件	人	自	件	人	
		協	(件	人)	協	(件
	漁 業 関 係 法 令 違 反	自	件	人	自	件	人	
		協	(件	人)	協	(件
海 事 関 係 法 令 違 反	自	件	1 人	自	件	人		
	協	(件	人)	協	(件	人)
そ の 他	自	件	人	自	件	人		
	協	(件	人)	協	(件	人)
合 計	自	件	人	自	件	人		
	協	(件	人)	協	(件	人)
保 護 そ の 他 の 取 扱 い	被 救 助 者 の 救 助		自 協		件 (件)			
	病 人 等 の 保 護		自 協		件 (件)			
	変 死 扱 い		自 協		件 (件)			
	被 救 助 船 舶 の 救 助		自 協		件 (件)			
	漂 流 物 の 拾 得		自 協		件 (件)			
	そ の 他		自 協		件 (件)			
	合 計		自 協		件 (件)			

注 犯罪検挙、保護欄中、「自」は警察活動による自主検挙。「協」は他官庁又は民間との協力による検挙を示し、○で表示すること。

航 行 日 誌

警備艇名 _____

署 長	副署長	地域 課長	統括 係長	地域 係長	船 長

年 月 日 曜日		天候		風向		風力	
用 務							
出 港	港 名						
	時 ・ 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
寄 港	港 名						
	発着時・分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
	港 名						
	発着時・分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
帰 港	港 名						
	時 ・ 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
航 行	距離(海里)						
	航行時間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
点 検	時 分 ~ 時 分		整備	時 分 ~ 時 分			
燃 料	区分	前日の残量 (%)	補 給 量 (%)	使 用 量 (%)	残 量 (%)	当月使用量 累 計 (%)	
	品目						
	ガソリン						
	重 油						
	軽 油						
	マシン油						
モビール油							
主機 駆 動 時 間		時 分 ~ 時 分					
記 事							

日 常 点 検 結 果				
順序	点 検 箇 所	良	否	処 置
1	係留状態の異常の有無			
2	船体内外部の清掃状況			
3	ビルジの量			
4	清水の量			
5	燃料の量			
6	操だ機構の機能			
7	救命、消火設備器具及び航海器具の状況			
8	クランクケース及びスラスト・ベアリング等の油量			
9	機関の調子及び各部の注油並びに手入れ状況			
10	バッテリーターミナルの接続及び液量			
11	無線通信装置の状況			
12	各計器、備品、属具類の機能及び手入れ状況			
備				
考				

日 常 点 検 結 果				
順序	点 検 箇 所	良	否	処 置
1	係留状態の異常の有無			
2	船体内外部の清掃状況			
3	ビルジの量			
4	清水の量			
5	燃料の量			
6	操だ機構の機能			
7	救命、消火設備器具及び航海器具の状況			
8	クランクケース及びスラスト・ベアリング等の油量			
9	機関の調子及び各部の注油並びに手入れ状況			
10	バッテリーターミナルの接続及び液量			
11	無線通信装置の状況			
12	各計器、備品、属具類の機能及び手入れ状況			
備				
考				

別記様式第12号

警備艇勤務日誌

艇名 _____

年 月 日 曜日 天候

署長	副署長	地域長 地係長	地域長 地係長

警備艇勤務員	階 級	氏 名	階 級	氏 名
		(1)		(4)
		(2)		(5)
		(3)		

派遣先警察	署 名	階 級	氏 名	署 名	階 級	氏 名

指示事項	
------	--

当務日の活動重点	
----------	--

		計画	実施	幹部巡視 確認印欄	特記事項・指導事項
		8			
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

